

第42号議案

工事請負契約の締結

新城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年新城市条例第61号）第2条の規定により、次の工事請負契約について議会の議決を求める。

令和2年2月25日提出

新城市長 穂積亮次

- | | |
|----------|---|
| 1 工事名 | 新城駅前広場整備工事その2 |
| 2 工事場所 | 新城市字宮ノ西地内ほか |
| 3 工事概要 | 駅前広場整備 一式
通路用シェルター整備 一式
道路改良工事 一式
市道的場宮ノ西線
市道宮ノ西2号線
駐車場整備 一式 |
| 4 契約金額 | 166,320,000円 |
| 5 契約方法 | 一般競争入札 |
| 6 契約の相手方 | 新城市石田字南畠84番地2
株式会社田村組
代表取締役 田村太一 |

理由

この案を提出するのは、新城駅前広場整備工事施工のため必要があるからである。

第43号議案

和解

次のとおり和解したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月25日提出

新城市長 穂積亮次

1 和解の相手方

(1) 新城市上平井1番地

上平井山林組合

組合長 山本知充

(2)

[REDACTED]

(3)

[REDACTED]

2 事件の概要及び和解の内容

市が所有する新城市作手田代字椿沢地内の土地1筆（地積 25,785平方メートル、地目 山林）とこれに接する登記名義人を [REDACTED] 及び [REDACTED] とし、上平井山林組合が実質的に所有する [REDACTED] の土地1筆（地積 2,727平方メートル、地目 山林）（以下「本件隣接土地」という。）との所有権界を相互に確認し、その確認した本件隣接土地の所有権界内に存する立木について、和解の合意の日までに市が植栽し、管理してきたものを含み、上平井山林組合の所有に属することを確認する。上平井山林組合は市に対し、解決金として金 173万8,110円を支払う。

理由

この案を提出するのは、市が所有する土地とこれに接する相手方が所有する土地の境界に関する紛争を解決するため必要があるからである。